

A

令和 8年 5月28日提出

第2回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 79 号議案	令和 8 年度浜松市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 80 号議案	浜松市総合体育館条例及び浜松市都市公園条例の一部改正について	4
第 81 号議案	浜松市運動広場条例の一部改正について	7
第 82 号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について	11
第 83 号議案	浜松市税条例の一部改正について	13
第 84 号議案	浜松市浜北温泉施設あらたまの湯条例の一部改正について	44
第 85 号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	46
第 86 号議案	浜松市立小中学校特別教室空調整備事業に関する契約の一部変更について	49
第 87 号議案	工事請負契約締結について （浜松市勤労会館解体工事）	50
報 第 3 号	専決処分の承認について （浜松市税条例の一部改正について）	51
報 第 4 号	専決処分の報告	68
報 第 5 号	一般財団法人浜松市清掃公社の令和 8 年度事業計画について	別冊
報 第 6 号	公益財団法人浜松市花みどり振興財団の令和 8 年度事業計画について	別冊
報 第 7 号	公益財団法人浜松市医療公社の令和 8 年度事業計画について	別冊
報 第 8 号	公益財団法人浜松市文化振興財団の令和 8 年度事業計画について	別冊
報 第 9 号	株式会社なゆた浜北の令和 8 年度事業計画について	別冊
報 第 10 号	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の令和 8 年度事業計画について	別冊
報 第 11 号	令和 7 年度浜松市繰越明許費繰越計算書	80
報 第 12 号	令和 7 年度浜松市水道事業会計予算繰越計算書	84
報 第 13 号	令和 7 年度浜松市下水道事業会計予算繰越計算書	85

報 第 14 号	専決処分の承認について (令和8年度浜松市一般会計補正予算(第1号))	86
監報第 7 号	定期監査等の結果に関する報告について	別冊
監報第 8 号	例月出納検査の結果に関する報告について	別冊

第 80 号 議 案

令和 8年 5月28日提 出

浜松市総合体育館条例及び浜松市都市公園条例の一部改正について

浜松市総合体育館条例及び浜松市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市総合体育館条例及び浜松市都市公園条例の一部を改正する条例

(浜松市総合体育館条例の一部改正)

第1条 浜松市総合体育館条例（平成17年浜松市条例第197号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2（第8条・第21条関係）	別表第2（第8条・第21条関係）
1～5（略）	1～5（略）
6 浜松市雄踏総合体育館	6 浜松市雄踏総合体育館
(1)～(3)（略）	(1)～(3)（略）
(4) 駐車場（(1)の施設の利用者が利用する場合を除く。）	(4) 駐車場（(1)の施設及び <u>浜松市都市公園条例（昭和37年浜松市条例第12号）別表第3の18の(1)から(6)までの都市公園施設</u> の利用者が利用する場合を除く。）
1回につき 310円	1回につき 310円
7～11（略）	7～11（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市都市公園条例の一部改正)

第2条 浜松市都市公園条例（昭和37年浜松市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第3（第10条・第29条関係）	別表第3（第10条・第29条関係）
1～17（略）	1～17（略）
18 雄踏総合公園	18 雄踏総合公園
(1)～(6)（略）	(1)～(6)（略）
(7) 駐車場（(1)から(6)までの都市公園施設を利用する者が利用する場合を除く。）	(7) 駐車場（(1)から(6)までの都市公園施設及び <u>浜松市総合体育館条例（平成17年浜松市条例第197号）別表第2の6の(1)の施設</u> を利用する者が利用する場合を除く。）
1回につき 310円	1回につき 310円

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市総合体育館条例別表第2の6の(4)の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出場する自動車に係る利用料金について適用する。ただし、当該自動車のうち、施行日前における浜松市都市公園条例別表第3の18の(1)から(6)までの都市公園施設の利用のために入場したものに係る利用料金については、同条の規定による改正前の浜松市総合体育館条例別表第2の6の(4)の規定の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の浜松市都市公園条例別表第3の18の(7)の規定は、施行日以後に出場する自動車に係る利用料金について適用する。ただし、当該自動車のうち、施行日前における浜松市総合体育館条例別表第2の6の(1)の施設の利用のために入場したものに係る利用料金については、同条の規定による改正前の浜松市都市公園条例別表第3の18の(7)の規定の例による。

第 81 号 議 案

令和 8年 5月28日 提 出

浜松市運動広場条例の一部改正について

浜松市運動広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市運動広場条例の一部を改正する条例

浜松市運動広場条例（平成11年浜松市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第3条・第4条関係）			別表第1（第3条・第4条関係）		
名称	開場時間	休場日	名称	開場時間	休場日
浜松市馬郡運動広場	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日までは、午後7時まで）		浜松市馬郡運動広場	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日までは、午後7時まで）	12月29日から翌年の1月3日まで
(略)			(略)		
別表第2（第7条・第18条関係）			別表第2（第7条・第18条関係）		
			1 浜松市馬郡運動広場		
		利用時間区分	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日までは、午後7時まで） 2時間につき		
利用区分		全面	2,460円		
		半面	1,230円		
			備考		
			1 利用時間は、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで若しくは午後3時から午後5時まで又は午後5時から午後7時まで（5月1日から8月31日までの間に限る。）とする。		
			2 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。		
			(1) 所定の開場時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額		
			(2) 所定の開場時間外に利用する場		

1・2 (略)

3 浜松市雄踏グラウンド

(1) グラウンド

利用時間区分 利用区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき
1面につき	820円

備考 (略)

(2) 夜間照明設備

1回1面につき 2,300円

4～8 (略)

9 浜松市馬郡運動広場、浜松市沖洗運動
場、浜松市瓜内スポーツ広場、浜松市大塚
グラウンド、浜松市半田山グラウンド、浜
松市高菌ゲートボール場、浜松市春野気田
スポーツ広場及び浜松市龍山総合運動場
無料

別表第3 (第14条関係)

1 運動広場 (利用料金)

名称
浜松市舞阪乙女園グラウンド
(略)

2 運動広場 (無料)

名称
浜松市馬郡運動広場
浜松市沖洗運動場
(略)

合は、1時間につき、午前9時から
午後5時までの間の1時間当たり
の利用料金の1.5倍に相当する額

3 利用料金を算定して得た額に10
円未満の端数があるときは、これを切
り捨てる。

2・3 (略)

4 浜松市雄踏グラウンド

(1) グラウンド

利用時間区分 利用区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき
全面	2,460円
半面	1,230円

備考 (略)

(2) 夜間照明設備

利用区分	金額
全面	1回につき 4,600円
半面	2,300円

5～9 (略)

10 浜松市沖洗運動場、浜松市瓜内スポー
ツ広場、浜松市大塚グラウンド、浜松市半
田山グラウンド、浜松市高菌ゲートボール
場、浜松市春野気田スポーツ広場及び浜松
市龍山総合運動場 無料

別表第3 (第14条関係)

1 運動広場 (利用料金)

名称
浜松市馬郡運動広場
浜松市舞阪乙女園グラウンド
(略)

2 運動広場 (無料)

名称
浜松市沖洗運動場
(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

第 82 号 議 案

令和 8年 5月28日 提 出

浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の月額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 駐車場等に係る通勤手当 1月につき</u></p> <p><u>5,000円を超えない範囲内で、1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当</u></p> <p><u>前2項の規定による額</u></p> <p><u>5～7 (略)</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和8年7月1日から施行し、改正後の浜松市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の浜松市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 83 号 議 案

令和 8年 5月28日提 出

浜松市税条例の一部改正について

浜松市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市税条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市税条例（昭和29年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第34条の8において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第8条の2 削除</p> <p><u>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p><u>第8条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第34条の8において「特定配当等」という。)<u>(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第8条の2 削除</p>

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7及び第34条の8第1項の規定の適用については、第34条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第8条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

第8条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第8条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7及び第34条の8第1項の規定の適用については、第34条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第8条の3の2第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条の3の2第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第9条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3ま

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7及び第34条の8第1項の規定の適用については、第34条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第8条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条の3第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第9条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3ま

で、第34条の5から第34条の7まで、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項、附則第8条の3の2第1項及び附則第8条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第14項本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第25項第1号ハに規

で、第34条の5から第34条の7まで、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第13項本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第20項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第21項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第21項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第21項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第24項第1号ハに規

定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

21 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

22 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第37項に規定する条

定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

18 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

19 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

20 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第36項に規定する条

例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

27・28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定等の適用を受けようとする者がすべき申告)

第11条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

例で定める割合は、2分の1とする。

22 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

23 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

24・25 (略)

26 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定等の適用を受けようとする者がすべき申告)

第11条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

1 1 (略)

1 2 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 2 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 1 項に規定する補助金等

(6) (略)

1 3・1 4 (略)

1 5 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 8 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 1 9 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(6) (略)

1 1 (略)

1 2 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 2 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 2 項に規定する補助金等

(6) (略)

1 3・1 4 (略)

1 5 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 8 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 2 0 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第21条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第21条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の5から第34条の7まで、
第34条の8第1項、附則第8条第1項、
附則第8条の3第1項及び附則第8条の
3の2第1項の規定の適用については、
第34条の5中「所得割の額」とあるの
は「所得割の額及び附則第21条の3第
1項の規定による市民税の所得割の額」
と、第34条の6第1項前段、第34条
の7、第34条の8第1項、附則第8条
第1項、附則第8条の3第1項及び附則
第8条の3の2第1項中「所得割の額」
とあるのは「所得割の額並びに附則第
21条の3第1項の規定による市民税の
所得割の額」と、第34条の6第1項後
段中「所得割の額」とあるのは「所得割
の額及び附則第21条の3第1項の規定
による市民税の所得割の額の合計額」と
する。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市
民税の課税の特例)

第21条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に
定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の5から第34条の7まで、
第34条の8第1項、附則第8条第1項、
附則第8条の3第1項及び附則第8条の
3の2第1項の規定の適用については、
第34条の5中「所得割の額」とあるの
は「所得割の額及び附則第21条の4第
1項の規定による市民税の所得割の額」

(2) 第34条の5から第34条の7まで、
第34条の8第1項、附則第8条第1項
及び附則第8条の3第1項の規定の適用
については、第34条の5中「所得割の
額」とあるのは「所得割の額及び附則第
21条の3第1項の規定による市民税の
所得割の額」と、第34条の6第1項前
段、第34条の7、第34条の8第1項、
附則第8条第1項及び附則第8条の3第
1項中「所得割の額」とあるのは「所得
割の額並びに附則第21条の3第1項の
規定による市民税の所得割の額」と、第
34条の6第1項後段中「所得割の額」
とあるのは「所得割の額及び附則第21
条の3第1項の規定による市民税の所得
割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市
民税の課税の特例)

第21条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に
定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の5から第34条の7まで、
第34条の8第1項、附則第8条第1項
及び附則第8条の3第1項の規定の適用
については、第34条の5中「所得割の
額」とあるのは「所得割の額及び附則第
21条の4第1項の規定による市民税の
所得割の額」と、第34条の6第1項前

と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第22条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、

第34条の7、第34条の8第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第22条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とある

第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第22条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34

のは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第22条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第

条の2第5項に規定する確定優良住宅地等
予定地のための譲渡をいう。以下この項にお
いて同じ。)に該当するときにおける前条第
1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲
渡所得金額に対して課する市民税の所得割
について準用する。この場合において、当該
譲渡が法附則第34条の2第10項の規定
に該当することとなるときは、当該譲渡は確
定優良住宅地等予定地のための譲渡ではな
かったものとみなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税
の特例)

第23条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に
定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の5から第34条の7まで、
第34条の8第1項、附則第8条第1項、
附則第8条の3第1項及び附則第8条の
3の2第1項の規定の適用については、
第34条の5中「所得割の額」とあるの
は「所得割の額及び附則第23条第1項
の規定による市民税の所得割の額」と、
第34条の6第1項前段、第34条の7、
第34条の8第1項、附則第8条第1項、
附則第8条の3第1項及び附則第8条の
3の2第1項中「所得割の額」とあるの
は「所得割の額並びに附則第23条第1
項の規定による市民税の所得割の額」と、
第34条の6第1項後段中「所得割の額」
とあるのは「所得割の額及び附則第23

34条の2第5項に規定する確定優良住宅
地等予定地のための譲渡をいう。以下この項
において同じ。)に該当するときにおける前
条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長
期譲渡所得金額に対して課する市民税の所
得割について準用する。この場合において、
当該譲渡が法附則第34条の2第10項の
規定に該当することとなるときは、当該譲渡
は確定優良住宅地等予定地のための譲渡で
はなかったものとみなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税
の特例)

第23条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に
定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の5から第34条の7まで、
第34条の8第1項、附則第8条第1項
及び附則第8条の3第1項の規定の適用
については、第34条の5中「所得割の
額」とあるのは「所得割の額及び附則第
23条第1項の規定による市民税の所得
割の額」と、第34条の6第1項前段、
第34条の7、第34条の8第1項、附
則第8条第1項及び附則第8条の3第1
項中「所得割の額」とあるのは「所得割
の額並びに附則第23条第1項の規定に
よる市民税の所得割の額」と、第34条
の6第1項後段中「所得割の額」とある
のは「所得割の額及び附則第23条第1
項の規定による市民税の所得割の額の合

条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条

(1) (略)

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、

の7、第34条の8第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第8条第1項、

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第8条第1項

<p><u>附則第 8 条の 3 第 1 項及び附則第 8 条の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用については、第 3 4 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 5 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 6 第 1 項前段、第 3 4 条の 7、第 3 4 条の 8 第 1 項、<u>附則第 8 条第 1 項、附則第 8 条の 3 第 1 項及び附則第 8 条の 3 の 2 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 2 5 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 5 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p><u>及び附則第 8 条の 3 第 1 項</u>の規定の適用については、第 3 4 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 5 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 6 第 1 項前段、第 3 4 条の 7、第 3 4 条の 8 第 1 項、<u>附則第 8 条第 1 項及び附則第 8 条の 3 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 2 5 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 5 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 2 条 浜松市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第 3 6 条の 3 の 3 <u>所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等</u></p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第 3 6 条の 3 の 3 <u>次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)</u>は、<u>公的年金等支払者(所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)</u>から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第 3 1 7 条の 3 の 3 第 1 項の規定に基づく総務省令で定めるところによ</p>

（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

り、同条第2項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等

に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法第317条の3の3第2項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、前項の規定により記

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法第317条の3の3第3項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、前項の規定により記

載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法第317条の3の3第4項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第7条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第8条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得

載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法第317条の3の3第5項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第7条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第8条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得

<p>割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第3条 浜松市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第64条 同一の者について一の区の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p>	<p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第64条 同一の者について一の区の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地<u>又は家屋</u>にあつては30万円、償却資産にあつては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第4条 浜松市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の6 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の6 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>

3～6 (略)

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第8条の4 第34条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第21条の3第1項、附則第21条の4第1項、附則第22条第1項、附則第23条第1項、附則第24条第1項、附則第24条の2第1項又は附則第25条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第10条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

3～6 (略)

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第8条の4 第34条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第21条の3第1項、附則第21条の4第1項、附則第22条第1項、附則第23条第1項、附則第24条第1項、附則第24条の2第1項又は附則第25条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第10条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第22条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第22条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区

域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第5条 浜松市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第8条の4 第34条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第21条の3第1項、附則第21条の4第1項、附則第22条第1項、附則第23条第1項、附則第24条第1項、附則第24条の2第1項又は附則第25条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第8条の4 第34条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第21条の3第1項、附則第21条の4第1項、附則第22条第1項、附則第23条第1項、附則第24条第1項、附則第24条の2第1項、<u>附則第24条の3第1項</u>又は附則第25条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条の2 (略)

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条の2 (略)

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第24条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用

については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第38条の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第24条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条 (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第3条及び附則第3条第4項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第4条及び次条第3項の規定 令和10年1月1日
- (4) 第5条並びに次条第4項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の浜松市税条例（次項において「第2条改正後税条例」という。）第36条の3の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第2条の規定による改正前の浜松市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 第2条改正後税条例附則第8条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税

特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 第4条の規定による改正後の浜松市税条例附則第22条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条例附則第22条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

4 第5条の規定による改正後の浜松市税条例（次項において「第5条改正後税条例」という。）附則第8条の4の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 第5条改正後税条例附則第24条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の浜松市税条例（以下「第1条改正後税条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の浜松市税条例第64条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、第1条改正後税条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

第 84 号 議 案

令和 8年 5月28日提 出

浜松市浜北温泉施設あらたまの湯条例の一部改正について

浜松市浜北温泉施設あらたまの湯条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市浜北温泉施設あらたまの湯条例の一部を改正する条例

浜松市浜北温泉施設あらたまの湯条例（平成18年浜松市条例第61号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																									
<p style="text-align: center;">(利用料金の納付)</p> <p>第10条 <u>あらたまの湯（温泉スタンドを除く。）</u>を利用しようとする者は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用の際納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>2 温泉スタンドを利用しようとする者は、指定管理者に対し利用料金を納付し、温泉スタンド利用券の交付を受けなければならない。</u></p> <p><u>3～5</u> （略）</p> <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">入浴料</td> <td style="text-align: center;">小人 1人1回につき</td> <td style="text-align: center;">円 <u>360</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大人 1人1回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>730</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸切風呂利用料</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>温泉スタンド利用料</u></td> <td style="text-align: center;"><u>温泉スタンド利用券 (1,000リットル分)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,040</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">備考 （略）</p>	利用区分		金額	入浴料	小人 1人1回につき	円 <u>360</u>	大人 1人1回につき	<u>730</u>	貸切風呂利用料	(略)		<u>温泉スタンド利用料</u>	<u>温泉スタンド利用券 (1,000リットル分)</u>	<u>1,040</u>	<p style="text-align: center;">(利用料金の納付)</p> <p>第10条 <u>あらたまの湯</u>を利用しようとする者は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用の際納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>2～4</u> （略）</p> <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">入浴料</td> <td style="text-align: center;">小人 1人1回につき</td> <td style="text-align: center;">円 <u>410</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大人 1人1回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>830</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸切風呂利用料</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">備考 （略）</p>	利用区分		金額	入浴料	小人 1人1回につき	円 <u>410</u>	大人 1人1回につき	<u>830</u>	貸切風呂利用料	(略)	
利用区分		金額																								
入浴料	小人 1人1回につき	円 <u>360</u>																								
	大人 1人1回につき	<u>730</u>																								
貸切風呂利用料	(略)																									
<u>温泉スタンド利用料</u>	<u>温泉スタンド利用券 (1,000リットル分)</u>	<u>1,040</u>																								
利用区分		金額																								
入浴料	小人 1人1回につき	円 <u>410</u>																								
	大人 1人1回につき	<u>830</u>																								
貸切風呂利用料	(略)																									

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

第 85 号 議 案

令和 8年 5月28日 提 出

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(通勤手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が教育委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(教育委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の月額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 駐車場等に係る通勤手当 1月につき5,000円を超えない範囲内で、1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として教育委員会規則で定める額</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額</u></p> <p>5～7 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行し、改正後の浜松市教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の浜松市教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定

める。

浜松市立小中学校特別教室空調整備事業に関する契約の一部変更について

次のとおり浜松市立小中学校特別教室空調整備事業契約の一部を変更する。

浜松市長 中 野 祐 介

(令和 6 年 12 月 20 日 第 143 号議案 原案可決)

事業の名称	事業の概要	区分	事項
浜松市立小中学校 特別教室空調整備 事業	浜松市立小中学校特別教 室の空調設置における設 計・施工及び維持管理業 務	変更前	契約金額 9,142,483,475 円
		変更後	契約金額 9,082,421,126 円

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市勤労会館 解体工事	解体工事一式 ・ 本体解体工事 ・ 外構解体工事 ・ 設備解体工事 ・ 跡地整地工事 他	580,800,000 円	一般競争 入札	浜松市中央区 米津町 2266 番地の 1 山吉建設株式会社 代表取締役 高橋 弓夫

報 第 3 号

令和 8年 5月28日提 出

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから報告し、承認を
求める。

浜松市長 中 野 祐 介

専 第 6 号

令和 8年 3月31日専 決

浜松市税条例の一部改正について

浜松市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市税条例の一部を改正する条例

浜松市税条例（昭和29年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第68条、<u>第82条の6第1項</u>、第84条第2項、第100条第1項若しくは第2項、第104条第2項、第107条、第142条第1項、第148条、第155条第3項又は第167条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>	<p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第68条、第84条第2項、第100条第1項若しくは第2項、第104条第2項、第107条、第142条第1項、第148条、第155条第3項又は第167条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>

(1) (略)

(2) 第82条の6第1項の申告書、第100条第1項若しくは第2項の申告書、第142条第1項の申告書又は第167条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第82条の6第1項の申告書、第100条第1項若しくは第2項の申告書、第142条第1項の申告書又は第167条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第81条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

(1) (略)

(2) 第100条第1項若しくは第2項の申告書、第142条第1項の申告書又は第167条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第100条第1項若しくは第2項の申告書、第142条第1項の申告書又は第167条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第81条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第82条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第82条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第82条の2 (略)

(環境性能割の課税標準)

第82条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第82条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第82条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第82条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第82条の2 (略)

の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第82条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第82条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第91条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第82条の9 商品であって使用しない軽自動車等のうち、市長が定めるものに対しては、種別割を課さない。

(種別割の税率)

第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、

(軽自動車税の課税免除)

第82条の3 商品であって使用しない軽自動車等のうち、市長が定めるものに対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について

それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第84条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。ただし、市長は、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(種別割の徴収の方法)

第86条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第88条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規

て、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第84条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。ただし、市長は、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(軽自動車税の徴収の方法)

第86条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第88条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第

則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第89条 (略)

(種別割の減免)

第90条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(9) (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第89条 (略)

(軽自動車税の減免)

第90条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(9) (略)

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第91条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提

第91条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を市

出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けた者について準用する。

第91条の2 市長は、災害により損害を受けて使用することができなくなった軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日又は災害の発生から30日を経過する日のいずれか遅い日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び第90条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(軽自動車税の納税証明書の交付)

第93条の2 市長は、道路運送車両法第62条第1項の検査を申請しようとする軽自動車又は二輪の小型自動車に係る所有者が、同法第97条の2第1項に規定する書面の交

長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者について準用する。

第91条の2 市長は、災害により損害を受けて使用することができなくなった軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日又は災害の発生から30日を経過する日のいずれか遅い日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び第90条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(軽自動車税の納税証明書の交付)

第93条の2 市長は、道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)第62条第1項の検査を申請しようとする軽自動車又は二輪の小型自動車に係る所有者が、同法第97条の

付を申請する場合において、当該軽自動車又は二輪の小型自動車について現に軽自動車税を滞納していないとき、又はその滞納が天災その他やむを得ない理由によるものであるときは、当該所有者の申請によって、その旨を証する証明書を当該所有者に交付する。

附 則

(特別土地保有税の課税の特例)

第20条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第20条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第20条の4の規定により読

2第1項に規定する書面の交付を申請する場合において、当該軽自動車又は二輪の小型自動車について現に軽自動車税を滞納していないとき、又はその滞納が天災その他やむを得ない理由によるものであるときは、当該所有者の申請によって、その旨を証する証明書を当該所有者に交付する。

附 則

(特別土地保有税の課税の特例)

第20条 (略)

み替えられた第82条の6第1項の納期限
(納期限の延長があったときは、その延長さ
れた納期限) 後において知った場合におい
て、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣
の認定等の申請をした者が偽りその他不正
の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な
情報を直接又は間接に提供した者の偽り
その他不正の手段を含む。)により国土交通
大臣の認定等を受けたことを事由として国
土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を
取り消したことによるものであるときは、当
該申請をした者又はその一般承継人を当該
不足額に係る三輪以上の軽自動車について
法附則第29条の11の規定によりその例
によることとされた法第161条第1項に
規定する申告書を提出すべき当該三輪以上
の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税
の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納
付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同
項の不足額に、これに100分の35の割合
を乗じて計算した金額を加算した金額とす
る。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第20条の3 市長は、当分の間、第82条の
8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の
環境性能割を減免する自動車に相当するも
のとして市長が定める三輪以上の軽自動車
に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免
する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付等の
特例)

第20条の4 第82条の6の規定による申

告納付及び報告については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第20条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第20条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第82条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
<u>第3号</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第82条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第21条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第83条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中

(軽自動車税の税率の特例)

第21条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第83条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)あ中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第83条の規定の

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)あ中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)あ中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第21条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第84条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみな

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第21条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第84条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動

<p>して、<u>軽自動車税の種別割</u>に関する規定（第 88 条及び第 89 条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき<u>軽自動車税の種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>車税に関する規定（第 88 条及び第 89 条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき<u>軽自動車税</u>の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（軽自動車税に関する経過措置）
- 2 改正後の浜松市税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 3 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
（浜松市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）
- 5 浜松市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年浜松市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の<u>種別割</u>に係る浜松市税条例第 83 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲</p>	<p>附 則</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る浜松市税条例第 83 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字</p>

げる字句とする。

(表略)

第5条 (略)

2・3 (略)

4 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る浜松市税条例附則第21条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

句とする。

(表略)

第5条 (略)

2・3 (略)

4 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る浜松市税条例附則第21条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路・河川瑕疵、人身事故、交通事故及び物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定並びに建物明渡し等請求事件に係る訴えの提起並びに工事請負契約の変更について専決処分したから報告する。

浜松市長 中 野 祐 介

道路・河川瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
7	令和8年 2月4日	和 解 51,496円	東京都世田谷区 北烏山九丁目 A氏	令和5年 10月15日	浜松市浜名区 平口512番地の1地 先 人身事故
事故の状況		午後7時00分頃、相手方が国道152号の歩道に隣接する普通河川平口53号排水路の上を歩行中、開渠部分に転落し左膝靭帯等を損傷した人身事故である。			
負担割合		浜松市40% 相手方60%			
対 策		令和6年3月 対策工事完了。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
8	令和8年 2月12日	和 解 11,853円	浜松市中央区 積志町 B氏	令和7年 11月25日	浜松市中央区 小池町64番地の1 地先 物損事故
	<p>事故の状況 午後6時50分頃、相手方車両が市道市野積志線を北進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅40cm、長さ40cm、深さ7cm）に右側後輪を落とし、タイヤを損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市40% 相手方60%</p> <p>対 策 令和7年12月 復旧工事完了。</p>				
9	令和8年 2月26日	和 解 191,595円	浜松市中央区 笠井新田町 C氏	令和7年 2月25日	浜松市中央区 笠井新田町1951番 地の1地先 人身事故
	<p>事故の状況 午後5時20分頃、相手方が市道笠井新田60号線を南へ向かって歩行中、グレーチング（側溝の蓋）を踏んだ際、グレーチングの落下により転倒し、左手小指を負傷した人身事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和7年10月 対策工事完了。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
10	令和8年 2月26日	和 解 562,416円	浜松市浜名区 新原 D氏	令和7年 3月27日	浜松市天竜区 月272番地の1地先 人身事故
	<p>事故の状況 午前10時20分頃、相手方車両が市道天竜松山津行線を東進中、道路の陥没（幅0.6m、長さ3m、深さ5m）により車両底部を損傷し、相手方が頸部を負傷した人身事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和7年4月 復旧工事完了。</p>				
11	令和8年 2月26日	和 解 412,200円	浜松市中央区 中島三丁目 E氏	令和7年 4月29日	浜松市中央区 名塚町162番地の1 地先 人身・物損事故
	<p>和 解 220,390円</p> <p>東京都千代田区 大手町二丁目6番4号 東京海上日動火災保 険株式会社 代表取締役 城田 宏明</p> <p>事故の状況 午後0時04分頃、相手方車両が市道中郡福塚線を北進中、街路樹の倒木により、車両のフロントガラス等を損傷し、頸部を挫傷した人身・物損事故である。</p> <p>当該事故の被害者は、中央区中島三丁目のE氏であるが、人身事故の損害賠償請求権の一部が東京海上日動火災保険株式会社へ移転したことに伴い、E氏及び同社と和解するもの。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和7年4月 倒木の除去処理完了。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
12	令和8年 2月26日	和 解 118,587円	浜松市中央区 田尻町 F氏	令和7年 5月8日	浜松市中央区 田尻町82番地地先 人身事故
事故の状況		午前9時00分頃、相手方自転車が市道法枝21号線を北進中、道路上に生じた穴ぼこ（幅30cm、長さ60cm、深さ5cm）により転倒し、骨盤を骨折した人身事故である。			
負担割合		浜松市30% 相手方70%			
対 策		令和8年2月 復旧工事完了。			
13	令和8年 3月12日	和 解 834,592円	浜松市浜名区 平口5261番地の3 有限会社レンタルハ マエイ 代表取締役 藤田 政博	令和7年 12月1日	浜松市天竜区 佐久間町佐久間 2197番地の1地先 物損事故
事故の状況		午前10時30分頃、相手方車両が市道佐久間1号線を北進中、横断側溝のグレーチング（側溝の蓋）を跳ね上げ、車両下部を損傷した物損事故である。			
負担割合		浜松市100%			
対 策		令和8年2月 復旧工事完了。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
14	令和8年 3月12日	和 解 50,886円	浜松市天竜区 春野町気田 G氏	令和8年 1月8日	浜松市天竜区 春野町宮川1875番地 の8地先 物損事故
	<p>事故の状況 午後6時30分頃、相手方車両が国道362号を北進中、倒れていた道路案内看板に乗り上げ、左側前輪のタイヤ等及びバンパー下部を損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市40% 相手方60%</p> <p>対 策 令和8年1月 転倒防止対策を実施。</p>				
15	令和8年 3月31日	和 解 158,172円	浜松市中央区 鹿谷町 H氏	令和5年 11月22日	浜松市中央区 中央一丁目10番7号 地先 物損事故
	<p>事故の状況 午後4時30分頃、相手方車両が市道中央17号線を東進中、植栽帯から道路上に飛び出していた枝に接触し車両左側面を損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市70% 相手方30%</p> <p>対 策 令和5年11月 枝の除去処理完了。</p>				

人身事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
16	令和8年 2月9日	和 解 235,400円	浜松市中央区 幸五丁目 I 氏 法定代理人 親権者母 J 氏	令和7年 9月22日	浜松市中央区 幸五丁目12番1号 萩丘小学校内 人身事故
<p>事故の状況 午前9時20分頃、相手方児童 I 氏が、萩丘小学校敷地内の体育器具庫から出る際、ドアレールの破損箇所に躓ついで転倒したことにより、左下腿を負傷した人身事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 破損したドアレールを撤去し、床面補修を行った。</p>					

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
17	令和8年 2月26日	和 解 374,602円	浜松市中央区 西浅田2丁目6番43号 静岡トヨタ自動車株 式会社レンタリース 営業本部 本部長 辻村 雅也	令和7年 11月25日	浜松市天竜区 春野町宮川2136番 地地先 交通事故（物損）
事故の状況		午前10時26分頃、県道263号線（春野下泉停車場線）から国道362号方面へ西進中、前方右カーブを曲がり切れず、左前方の路肩部にある浜松市管理の道路照明灯柱及び反射板に衝突し、賃貸借契約中の公用車を全損した物損事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対 策		事故を起こした職員に嚴重注意を行うとともに、課員に対し、事故の発生と概要を周知し、雨天の山道を走行する際は、特に注意して運転するよう呼びかけた。 道路照明灯柱及び反射板の損傷はなく、全損した賃貸借車両は、廃車処分した。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
18	令和8年 4月15日	和 解 218,570円	浜松市中央区 初生町 K氏	令和8年 3月11日	浜松市浜名区 細江町気賀305番地 北行政センター駐 車場内 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午前11時30分頃、北行政センター駐車場に、公用車を駐車する際、公用車前部が駐車中の相手方車両の右後部と接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に厳重注意を行うとともに、課員に対し、事故の発生と概要を周知し、今後、同様の事故を起こさないよう一人ひとりが交通安全に主体的に取り組むよう呼びかけた。</p>				
19	令和8年 4月28日	和 解 57,200円	名古屋市緑区 曾根二丁目 L氏	令和8年 3月9日	浜松市中央区 高丘東四丁目地内 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午前10時26分頃、連絡ごみの回収のため4t塵芥車にて浜松市中央区高丘東四丁目内を走行中、停車のために車両を左側に寄せたところ、車両左後方下部が相手方ブロック塀に接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした運転手に対して、車両運転時は適度な緊張感を持つことに加え、車両周辺に注意し、車両を後退させる際は同乗者に後方を確認してもらいながら後退するなどの安全運転に努めるよう指導を行うとともに、全職員にもこれらの注意喚起を行った。</p>				

物損事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
20	令和8年 4月3日	和 解 678,700円	浜松市中央区 湖東町 M氏	令和8年 2月8日	浜松市中央区 湖東町地内 物損事故
事故の状況		夜間の強風により市営住宅湖東団地 C13棟の屋上防水シートが飛ばされた際、相手方住宅屋上の太陽光パネルに接触し、損傷した物損事故である。			
負担割合		浜松市100%			
対 策		強風被害を受けた C13棟の屋上防水シートは、剥離箇所の拡大防止及び飛散防止のため全撤去。			

建物明渡し等請求事件

専 決		相手方の 住所・氏名	住宅使用料相当額	駐車場使用料相当額
番号	年 月 日		月数及び金額	月数及び金額
21	令和8年 3月26日	浜松市中央区 小池町 N氏	19 か月	15か月
			877,715 円	42,000円
				使用料相当額合計
<p>請求内容</p> <p>下記物件の不法占有者に対し、明渡し及び使用料相当損害金の支払いを命ずる判決を求める。</p> <p>物件 住戸の不法占有 市営住宅鷺の宮団地栄1棟201号室</p> <p>駐車場の不法占有 駐車場 F-57区画</p> <p>請求理由</p> <p>市営住宅の入居資格を有しない者（本件相手方）が市営住宅の一部及び市営住宅の駐車場を不法に占有しているため、明渡しを求めるとともに、使用料相当損害金を求める。</p>				

工事請負契約の変更

専 決		工事の名称	契約金額		契約変更 年 月 日
番号	年 月 日		変更前	変更後	
22	令和8年 3月4日	浜松市勤労福祉センタ ー大規模改修工事（建 築工事）	742,500,000円	732,659,400円	令和8年 3月4日
変更の理由		外構工事（駐車場）の一部仕様変更に伴う減額変更 減額率 △1.33%			
工事の概要		大規模改修工事一式 ・大規模改修工事 ・改良保全工事 ・ユニバーサルデザイン化整備工事			
契約者住所		浜松市中央区新津町197番地			
契 約 者		常盤工業株式会社 代表取締役 犬塚 千之 （当初契約時：市川 浩透）			
議決状況等		令和6年12月20日 第145号議案 原案可決 742,500,000円			

専 決		工事の名称	契約金額		契約変更
番号	年 月 日		変更前	変更後	年 月 日
23	令和8年 3月10日	浜松市立西部中学校校 舎改築工事（外構整備 工事）	831,010,400 円	830,758,500 円	令和8年 3月10日
変更の理由		建設発生土の搬出先の変更に伴う減額変更 減額率 △0.03%			
工事の概要		外構整備工事一式 ・ 渡り廊下新設、グラウンド整備、テニスコート整備、敷地内段差 擁壁整備、駐車場整備等 ・ 上記に伴う電気設備、機械設備工事 一式			
契約者住所		浜松市中央区渡瀬町 1000 番地の 1			
契 約 者		株式会社林工組 代表取締役社長 伊藤 友輔			
議決状況等		当初契約：令和6年12月20日 第146号議案 原案可決 756,800,000円 変更契約：令和7年12月17日 第155号議案 原案可決 831,010,400円			

令和7年度 浜松市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	アセットマネジメント推進事業（指定管理者制度事業）	47,039,000	47,039,000		45,000,000				2,039,000
		基地周辺整備事業	74,987,000	62,700,000		59,990,000		2,000,000		710,000
	5 文化振興費	文化施設管理事業（アクトシティ浜松施設整備事業）	17,715,000	17,715,000				15,900,000		1,815,000
	6 スポーツ振興費	生涯スポーツ振興事業（小中学校スポーツ施設開放事業）	107,810,000	70,235,000				63,100,000		7,135,000
	7 生涯学習費	博物館運営事業（博物館施設整備事業）	35,096,000	32,450,000				29,200,000		3,250,000
	9 戸籍住民基本台帳費	市民窓口デジタル運営経費	55,660,000	49,753,000		24,316,000				25,437,000
3 民生費	1 社会福祉費	中国残留邦人等支援事業	800,000	197,000		147,000				50,000
		老人福祉施設等整備費助成事業（補助金）	31,117,000	31,117,000		20,745,000		10,300,000		72,000
	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業（事務費）	3,298,000	1,174,000		1,174,000				
		物価高対応子育て応援手当支給事業（給付費）	236,000,000	97,140,000		97,140,000				
		私立保育所等助成事業（私立保育所等事業費助成事業（補助金））	12,900,000	12,900,000		8,600,000				4,300,000
		市立保育所等管理運営事業（市立保育所等運営事業）	2,000,000	2,000,000		1,000,000				1,000,000
	3 生活保護費	生活保護費追加給付事業（人件費）	6,114,000	6,043,000		6,043,000				
		生活保護費追加給付事業（事務費）	80,908,000	80,908,000		80,908,000				
		生活保護費追加給付事業（給付費）	620,000,000	620,000,000		465,000,000				155,000,000
	4 衛生費	1 保健衛生費	斎場施設整備事業	26,570,000	25,869,000				17,500,000	
3 清掃費		ごみ収集事業	62,099,000	62,099,000						62,099,000
		南部清掃センター事業（ごみ収集事業）	12,484,000	12,484,000						12,484,000
4 環境費		脱炭素経営推進事業	48,000,000	48,000,000		48,000,000				
7 公営企業会計支出金	水道事業会計出資金	10,700,000	10,700,000				10,700,000			
6 農林水産業費	1 農業費	農産物生産振興事業（施設整備等支援事業（補助金））	1,164,883,000	1,033,081,000			927,425,000			105,656,000
		かんがい排水整備事業（かんがい排水整備国庫補助事業）	35,000,000	35,000,000			17,500,000	17,500,000		
	3 農地費	かんがい排水整備事業（かんがい排水整備市単独事業）	35,000,000	35,000,000				35,000,000		
		4 林業費	治山事業（県単独治山事業）	20,600,000	20,600,000			13,733,000	6,800,000	
		治山事業（市単独治山事業）	4,417,000	4,417,000				4,400,000		17,000
		林道等整備事業（県単独林道整備事業）	30,306,000	30,306,000			12,122,000	17,900,000		284,000
		林道等整備事業（林道維持補修事業）	371,878,000	249,520,000			111,981,000			137,539,000
		林道等整備事業（林業専用道整備事業）	16,830,000	16,500,000						16,500,000
	5 水産業費	水産業振興事業（水産振興協議会等支援事業）	117,000,000	117,000,000		117,000,000				
	7 商工費	1 商工費	物価高騰支援商品券事業（生活支援商品券配付事業（負担金））	921,664,000	921,563,000		728,282,000			
物価高騰支援商品券事業（プレミアム付商品券発行事業（負担金））			2,793,216,000	2,793,216,000		2,207,148,000				586,068,000
産業イノベーション推進事業（産業イノベーション支援事業）			1,000,000	1,000,000						1,000,000
産業イノベーション推進事業（成長産業創出支援事業）			93,000,000	93,000,000						93,000,000
中小事業者等現場改善支援事業（補助金）			6,000,000	6,000,000						6,000,000
阿蔵山産業用地整備事業（産業用地開発事業）			72,060,000	68,580,000				51,300,000		17,280,000
観光客誘致事業（観光誘客促進事業）			50,000,000	50,000,000		39,509,000				10,491,000
8 土木費			1 土木管理費	公共建築物長寿命化推進事業	307,079,000	260,533,000				204,500,000
2 道路橋りょう費	交通安全施設等整備・修繕事業（国交付金事業）	650,124,000	528,913,000		290,714,000		213,700,000		24,499,000	
	交通安全施設等整備・修繕事業（国県道単独事業）	109,261,000	82,235,000				27,900,000		54,335,000	
	交通安全施設等整備・修繕事業（市道単独事業）	223,650,000	185,681,000				81,300,000		104,381,000	
	道路照明灯LED化更新事業	105,867,000	83,205,000				74,800,000		8,405,000	
	市道整備事業（国交付金事業）	22,520,000	22,410,000		11,205,000		10,000,000		1,205,000	
	市道整備事業（単独事業）	122,410,000	75,218,000				46,100,000		29,118,000	
	国道整備事業（防衛施設周辺整備事業）	25,300,000	9,610,000		6,727,000				2,883,000	
	国道整備事業（国交付金事業）	1,163,846,000	1,154,886,000		626,033,000		506,900,000		21,953,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋りょう費	国県道整備事業（単独事業）	324,428,000	252,651,000				112,300,000	140,351,000	
		道路整備推進事業	3,100,000	3,100,000					3,100,000	
		三遠南信自動車道関連整備事業（国交付金事業）	1,408,540,000	1,043,760,000		574,068,000		441,600,000	28,092,000	
		三遠南信自動車道関連整備事業（単独事業）	305,560,000	252,224,000				189,100,000	63,124,000	
		浜松環状線立体交差化事業（国交付金事業）	56,000,000	56,000,000		28,300,000		24,800,000	2,900,000	
		浜松環状線立体交差化事業（単独事業）	37,000,000	32,446,000				6,700,000	25,746,000	
		道路維持修繕事業（国交付金事業）	947,995,000	946,175,000		517,844,000		374,500,000	53,831,000	
		道路維持修繕事業（国県道単独事業）	30,000,000	24,970,000					24,970,000	
		道路維持修繕事業（市道単独事業）	60,300,000	36,915,000					36,915,000	
		道路維持修繕事業（長寿命化推進単独事業）	201,352,000	162,090,000				65,300,000	96,790,000	
		道路防災事業（国交付金事業）	785,300,000	574,360,000		311,148,000		242,600,000	20,612,000	
		道路防災事業（単独事業）	295,970,000	243,135,000				160,100,000	83,035,000	
		橋りょう耐震補強事業（国交付金事業）	704,700,000	687,924,000		378,358,000	4,036,000	273,600,000	31,930,000	
		橋りょう耐震補強事業（単独事業）	60,900,000	52,548,000					52,548,000	
		無電柱化推進事業（国交付金事業）	34,000,000	34,000,000		18,700,000		14,700,000	600,000	
		無電柱化推進事業（単独事業）	22,000,000	22,000,000					22,000,000	
		過疎対策道路修繕事業（単独事業）	62,983,000	49,323,000				48,700,000	623,000	
		自転車等対策事業（浜松駅周辺自転車等駐車場再整備事業）	57,200,000	49,190,000				36,800,000	12,390,000	
	3 河川費	河川改良事業（国交付金事業）	194,000,000	194,000,000		74,000,000	9,333,000	110,600,000	67,000	
		河川改良事業（単独事業）	1,098,100,000	974,118,000				611,100,000	363,018,000	
5 都市計画費	盛土等対策事業（宅地耐震化推進事業）	5,707,000	5,490,000		1,830,000			3,660,000		
	盛土等対策事業（盛土規制区域基礎調査等事業）	9,463,000	9,463,000		4,731,000			4,732,000		
	公共交通推進事業（鉄道駅バリアフリー化設備整備費助成事業（補助金））	155,000,000	155,000,000					155,000,000		
	高塚駅北第二公共団地区画整理事業（国交付金事業）	52,000,000	11,000,000		5,500,000			5,500,000		
	高塚駅北第二公共団地区画整理事業（単独事業）	130,152,000	104,292,000				90,500,000	13,792,000		
	高塚駅北第二区画整理関連整備事業（単独事業）	25,100,000	11,600,000					11,600,000		
	浜北中央北地区公共施設整備事業（国交付金事業）	388,230,000	388,230,000		193,300,000		175,100,000	19,830,000		
	浜北中央北地区公共施設整備事業（単独事業）	44,946,000	36,548,000					36,548,000		
	組合等区画整理支援事業（浜北中央北土地区画整理組合支援事業）	381,334,000	319,664,000		142,508,000		159,300,000	17,856,000		
	土地区画整理等調査事業（国交付金事業）	35,100,000	35,100,000		11,700,000			23,400,000		
	土地区画整理等調査事業（単独事業）	28,697,000	24,696,000					24,696,000		
	都市計画道路整備事業（国交付金事業）	139,440,000	97,100,000		51,080,000			46,020,000		
	都市計画道路整備事業（単独事業）	132,440,000	95,222,000					95,222,000		
	街路整備推進事業	1,100,000	1,056,000					1,056,000		
	都市下水路整備事業（単独事業）	50,000,000	37,151,000				37,100,000	51,000		
	公園整備事業（国交付金事業）	20,082,000	20,082,000		6,694,000			13,388,000		
	公園施設改良事業	104,232,000	91,088,000				80,300,000	10,788,000		
	6 住宅費	急傾斜対策事業（単独事業）	49,900,000	47,644,000				46,400,000	1,244,000	
9 消防費	1 常備消防費	消防防災施設等整備事業（消防車両購入事業）	190,674,000	188,100,000		58,233,000	19,410,000	99,300,000	11,157,000	
	2 非常備消防費	消防団車両整備事業（消防団車両購入事業）	56,114,000	55,330,000				55,200,000	130,000	
	4 災害対策費	防災施設・資機材管理事業（防災施設・資機材維持管理事業）	130,800,000	130,800,000		50,000,000		80,600,000	200,000	
	5 公営企業会計支出金	水道事業会計負担金	4,325,000	4,325,000					4,325,000	
10 教育費	2 小学校費	小学校建設事業	880,829,000	880,829,000		85,047,000		668,700,000	127,082,000	
	3 中学校費	中学校建設事業	364,242,000	364,242,000				277,500,000	86,742,000	
	5 幼稚園費	市立幼稚園管理運営事業（市立幼稚園運営事業）	500,000	500,000		250,000			250,000	

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
11 災害復旧費	1 災害復旧費	林業施設災害復旧事業（国庫補助事業）	200,000,000	61,886,000			54,969,000	5,400,000		1,517,000
		林業施設災害復旧事業（単独事業）	340,000,000	37,620,000						37,620,000
		土木施設災害復旧事業（国庫補助事業）	1,000,000,000	299,709,000		192,251,000		95,900,000		11,558,000
		土木施設災害復旧事業（単独事業）	1,640,200,000	542,526,000				39,400,000		503,126,000
		市有財産災害復旧事業（国庫補助事業）	200,000,000	31,414,000		28,200,000		2,800,000		414,000
		市有財産災害復旧事業（単独事業）	230,000,000	69,740,000				66,300,000		3,440,000
計			23,634,243,000	19,016,373,000		7,618,423,000	1,170,509,000	6,139,100,000	4,088,341,000	

駐車場事業特別会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 駐車場費	1 駐車場費	整備工事費	1,500,000	1,100,000		500,000			600,000	
計			1,500,000	1,100,000		500,000			600,000	

令和8年 5月28日提出

静岡県浜松市長 中野 祐介

令和7年度 浜松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	他会計負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	改良費	円 295,786,100	円 69,520,000	円 226,266,100	円 19,365,000	円 86,100,000	円 4,324,100	円 116,477,000	円		国の令和7年度補正予算に伴う令和8年度事業の前倒し実施のほか、着手後の埋設物等の判明に伴う工期延長などにより、翌年度へ繰越となった。
計			295,786,100	69,520,000	226,266,100	19,365,000	86,100,000	4,324,100	116,477,000			

令和 8年 5月28日提出

静岡県浜松市長 中野 祐介

令和 7 年度 浜松市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共整備事業費	円 2,779,869,500	円 985,867,800	円 1,794,001,700	円 743,633,550	円 860,200,000	円 4,400,000	円 185,768,150	円	半導体供給不足により資機材の製作に不測の日数を要したほか、国の令和7年度補正予算に伴う令和8年度事業の前倒し実施などにより、翌年度へ繰越となった。	
		特定環境保全公共整備事業費	115,885,000	38,720,000	77,165,000	8,000,000	69,000,000		165,000			
		改良費	90,775,300	31,650,000	59,125,300		59,000,000		125,300			
	2 コンセッション整備事業費	コンセッション整備事業費	1,126,792,800	854,092,800	272,700,000	166,650,000	106,000,000		50,000			
計			4,113,322,600	1,910,330,600	2,202,992,000	918,283,550	1,094,200,000	4,400,000	186,108,450			

令和 8年 5月28日提出

静岡県浜松市長 中野 祐介

報 第 14 号
令和 8年 5月28日提 出

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから報告し、承認を
求める。

浜松市長 中 野 祐 介

専 第 24 号
令和 8年 5月15日専 決

令和8年度浜松市一般会計補正予算（第1号）

訴えの提起に際し、弁護士着手金など、所要の経費について速やかな支出を要するため、
地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とする。

浜松市長 中 野 祐 介

令和8年度浜松市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ440,140,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
23 繰越金		千円 1,000,000	千円 40,000	千円 1,040,000
	1 繰越金	1,000,000	40,000	1,040,000
歳 入 合 計		440,100,000	40,000	440,140,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		千円 9,796,107	千円 40,000	千円 9,836,107
	1 商工費	9,796,107	40,000	9,836,107
歳 出 合 計		440,100,000	40,000	440,140,000

令和8年度

補正予算に関する説明書

浜 松 市

この説明中、歳入歳出補正予算事項別明細書における2歳入、3歳出については、予算審議の便に供するため、議決科目である款項を予算執行科目の目節と同時に記載し、表罫二本線(====)で議決科目と執行科目の区分を明確化したものである。

一 般 会 計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	160,600,000	-	160,600,000
2 地方譲与税	3,688,000	-	3,688,000
3 利子割交付金	351,000	-	351,000
4 配当割交付金	1,237,000	-	1,237,000
5 株式等譲渡所得割交付金	2,313,000	-	2,313,000
6 分離課税所得割交付金	133,000	-	133,000
7 法人事業税交付金	2,623,000	-	2,623,000
8 地方消費税交付金	25,168,000	-	25,168,000
9 ゴルフ場利用税交付金	85,000	-	85,000
10 環境性能割交付金	22,000	-	22,000
11 軽油引取税交付金	3,838,000	-	3,838,000
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金	342,000	-	342,000
13 地方特例交付金	4,952,000	-	4,952,000
14 地方交付税	44,500,000	-	44,500,000
15 交通安全対策特別交付金	306,000	-	306,000
16 分担金及び負担金	540,535	-	540,535
17 使用料及び手数料	4,581,177	-	4,581,177
18 国庫支出金	84,467,779	-	84,467,779
19 県支出金	26,575,132	-	26,575,132
20 財産収入	876,652	-	876,652
21 寄附金	3,018,181	-	3,018,181
22 繰入金	17,333,578	-	17,333,578
23 繰越金	1,000,000	40,000	1,040,000
24 諸収入	7,985,866	-	7,985,866
25 市債	43,563,100	-	43,563,100
歳入合計	440,100,000	40,000	440,140,000

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 議会費	961,931	-	961,931				
2 総務費	45,933,923	-	45,933,923				
3 民生費	147,501,229	-	147,501,229				
4 衛生費	39,832,914	-	39,832,914				
5 労働費	855,195	-	855,195				
6 農林水産業費	6,435,557	-	6,435,557				
7 商工費	9,796,107	40,000	9,836,107				40,000
8 土木費	61,074,719	-	61,074,719				
9 消防費	13,086,458	-	13,086,458				
10 教育費	73,245,207	-	73,245,207				
11 災害復旧費	4,000,000	-	4,000,000				
12 公債費	37,176,760	-	37,176,760				
13 予備費	200,000	-	200,000				
歳出合計	440,100,000	40,000	440,140,000				40,000

2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
23 繰越金	1,000,000	40,000	1,040,000
1 繰越金	1,000,000	40,000	1,040,000
1 繰越金	1,000,000	40,000	1,040,000
計	440,100,000	40,000	440,140,000

節		説明
区分	金額	
	千円	
前年度繰越金	40,000	

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
7 商工費	9,796,107	40,000	9,836,107				40,000
1 商工費	9,796,107	40,000	9,836,107				40,000
7 企業立地推進費	4,480,376	40,000	4,520,376				40,000
計	440,100,000	40,000	440,140,000				40,000

(歳出) 7 商工費

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
7 報償費	4,814	1 企業立地推進運営経費 40,000千円
11 役務費	186	
21 補償、補填及 び賠償金	35,000	

